

台風・大雪等について

1. 神奈川県東部（横浜・川崎）に①又は②のいずれか1つ以上が発令されている場合は、生徒は自宅待機とします。上記のすべてが解除された場合は、次の通りに登校します。

特別警報・警報は、インターネット・テレビ等のニュースや横浜地方気象台への電話（044-177）等により各家庭で確認してください。

① 特別警報

② 暴風警報、 暴風雪警報、 大雪警報

6時までにすべてが解除された場合

平常授業とする

9時までにすべてが解除された場合

3校時より授業とする

11時までにすべてが解除された場合

5校時より授業とする

*3年生で午後授業がない者は登校しないものとする

11時までにすべてが解除されなかった場合

休校とする

2. 台風・大雪等により小田急線が不通となっている場合は、生徒は自宅待機とします。復旧した場合は、上記1. の解除の場合と同様とします。

3. 保護者の判断で、自然災害のために生徒の身に危険が予想される場合は、生徒の安全を考慮して無理をさせないでください。後日登校した時に生徒手帳でその旨を担任へ届け出てください。

4. 学校長の判断により、必要に応じて生徒を自宅待機とする場合があります。